

消費者庁からの乗用車用フロアマットの取り扱いに関する注意喚起について

市販フロアマット検討委員会の立ち上げとユーザーへの注意喚起の徹底をはかります。

この度、全国自動車用品工業会（略称 J A A M A ・ 理事長津屋和夫）と一般社団法人自動車用品小売業協会（略称 A P A R A ・ 会長住野公一）は 3 月 3 0 日に消費者庁から発表された「乗用車用フロアマットの取り扱いに関する注意喚起について」に対応して検討委員会を設置するとともにユーザーへの適正な使用について注意喚起を行うことにいたしました。製品の改善は検討委員会で早急に検討いたしますが、当面小売店の店頭などで、フロアマットの適正な使用についてユーザーの皆様にご注意を呼びかけます。

<市販フロアマットユーザーの皆様へ>

- 市販品のフロアマットを使用する場合は、車両の形状、構造にあったものを選択し、アクセルペダルに干渉しないことを十分に確認して使用してください。
- アクセルペダルが引っ掛かり、戻らなくなったときには、ブレーキを十分に強く踏んで停止させ、出来ない場合には、シフトレンジをニュートラルにしてブレーキペダルを踏むなどにより停止させてください。